

伊予市届出避難所登録要綱

令和 8 年 6 月 10 日
伊予市告示第 186 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、指定避難所とは別に、災害時に自主防災組織が自主的に開設し、運営する避難所を届出避難所として登録し、その運営等に関し必要な事項を定めることにより、各地域における避難所の確保を図るとともに、届出避難所の自主運営を行うことによる地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定避難所 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 7 第 1 項の規定により市長が指定する避難所をいう。
- (2) 届出避難所 地域住民の安全を確保するため、指定避難所とは別に、災害時に自主防災組織が自主的に開設し、運営する避難所として、次のアからエのいずれかの要件を満たす地域で、第 5 条第 2 項の規定により登録を受けた避難所をいう。
 - ア 最寄りの指定避難所へ避難することが困難な地域
 - イ 最寄りの指定避難所への避難経路に危険箇所があり、避難時に危険を伴うおそれのある地域
 - ウ 地域住民の数が最寄りの指定避難所の収容人数を上回る地域
 - エ その他、市長が必要と認める地域
- (3) 災害時 台風、豪雨等により災害の発生のおそれがある場合又は地震等の災害が発生した場合をいう。

(対象とする施設)

第 3 条 届出避難所として登録することができる施設は、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得た地域の集会所であって、地域住民が避難所として使用できる施設とする。

2 前項の施設は、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 津波、洪水、高潮又はため池浸水想定区域外にあること。

- (2) 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域外にあること。
- (3) 新耐震基準（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）に基づく耐震基準で、昭和 56 年 6 月 1 日以後の建築確認等において適用されている基準をいう。）に適合する施設であること。
- (4) その他市長が届出避難所として登録することが適当であると認める施設であること。

（登録の申請ができる者）

第 4 条 次条に規定する届出避難所の登録を申請することができる者は、自主防災組織の代表者とする。

（登録の申請）

第 5 条 届出避難所を設置しようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、集会所の所有者等の同意を得て、伊予市届出避難所登録申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 集会所の位置図及び平面図
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、届出避難所として登録することが適当であると認めるときは、当該施設を届出避難所として登録し、その旨を伊予市届出避難所登録決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、届出避難所が、自主防災組織により自主的に運営することが困難と判断される場合は、届出避難所として登録しない。

4 市長は、第 2 項の規定による届出避難所の登録に当たり、開設及び運営に関する条件を付することができる。

5 市長は、第 2 項の規定により届出避難所の登録をしたときは、申請者に対し、届出避難所であることを証する標識（以下「標識」という。）を交付するものとする。

（標識の掲示）

第 6 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた者（以下「設置者」という。）は、標識を届出避難所の見えやすい場所に掲示することとする。

（備蓄物資の配備）

第 7 条 市長は、別表に掲げる備蓄物資を届出避難所に事前配備するものとする。

- 2 設置者は、前項の規定により事前配備を受けた備蓄物資を消費したときは、市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による報告があった場合は、備蓄物資の補充又は入替えをするものとする。
- 4 設置者は、第 1 項の規定により事前配備を受けた備蓄物資を自己の責任により適正に管理するものとし、当該物資を目的外に使用してはならない。ただし、地域の防災訓練で使用する場合は、この限りでない。

(開設及び運営並びに費用負担)

第 8 条 届出避難所は、災害時に設置者が自主的に開設及び運営するものとし、市は職員の派遣を行わないものとする。

- 2 設置者は、届出避難所が過密になることを防止するため、あらかじめ、1 人当たり 2 平方メートルを確保することを目安とした収容人数の基準を定めることができる。
- 3 設置者は、大規模災害の発生により届出避難所の開設が長期化し、救援物資が必要な場合には、必要な救援物資の種類及び数量を取りまとめ、市長にその配給を要請することができる。
- 4 市長は、前項の要請があったときは、当該要請に応じ、救援物資を配給することができる。
- 5 前項の救援物資は、市が開設している最寄りの指定避難所において配給を受けるものとする。
- 6 届出避難所の開設及び運営に係る費用のうち、第 4 項の規定による救援物資及び前条第 1 項の規定による備蓄物資に係るものは市の負担とし、その他のものは設置者の負担とする。

(市への報告)

第 9 条 設置者は、届出避難所を開設したときは、速やかに開設時刻、避難者数等を市長に報告するものとする。

- 2 設置者は、届出避難所に避難した者があったとき又は市から求めがあったときは避難者数等を市長に報告するものとする。
- 3 設置者は、届出避難所を閉鎖したときは、速やかに閉鎖時刻等を市長に報告するものとする。

(指定避難所との関係)

第 10 条 設置者は、指定避難所が開設されている場合においても、届出避難所を開設し、運営することができる。

(届出避難所の公表)

第 11 条 届出避難所は、地域住民が自主的に開設し、運営する避難所であるため、市は、登録された届出避難所の公表は行わないものとする。ただし、登録、開設及び運営並びに閉鎖についての問合せには対応することができるものとする。

2 設置者は、届出避難所の開設及び運営並びに閉鎖に関する情報を地域住民へ周知するものとする。

(設置者の遵守事項)

第 12 条 設置者は、届出避難所の開設及び運営に当たっては、次に規定する事項を遵守しなければならない。

(1) 届出避難所の開設及び運営に伴い、事故等が発生した場合は、誠実に対応すること。

(2) 自治会加入世帯以外の世帯の者が届出避難所に避難を希望した場合は、設置者の判断により対応すること。

(3) 届出避難所として使用する施設は、平常時より事故防止のために適切に管理すること。

(変更の届出)

第 13 条 設置者は、届出避難所の登録内容に変更があったときは、伊予市届出避難所登録内容変更届出書(様式第 3 号)を市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出避難所の登録を取り消すものとする。

(1) 設置者から伊予市届出避難所登録廃止申請書(様式第 5 号)の提出があったとき。

(2) 届出避難所周辺の環境の変化等により、第 3 条第 2 項各号に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) その他市長が届出避難所として登録することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により届出避難所の登録を取り消すときは、伊予市届出避難所登録取消通知書(様式第 5 号)により設置者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、市長から交付されている標識及び

事前配備を受けた備蓄物資を速やかに返却しなければならない。

(研修及び訓練等)

第 15 条 設置者は、市が行う研修、訓練等に積極的に参加し、地域防災力の向上を図るよう努めなければならない。

2 設置者は、届出避難所を利用すると想定される地域住民に対し、研修、訓練等を実施し、届出避難所の利用に関する理解を深めるように努めるものとする。

(責任の所在)

第 16 条 届出避難所の開設及び運営に伴い、事故等により集会所又は避難者に損害が生じることがあっても、市及び設置者はその責めを負わないものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、届出避難所に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 6 月 10 日から施行する。

別表（第7条関係）

備蓄物資	数量
避難所開設キット	1式
毛布	収容人数分
プラダントイレ	2基
災害用トイレセット	収容人数分×1日5回×3日分
簡易ベッド又は段ボールベッド	要協議

様式第1号（第5条関係）

伊予市届出避難所登録申請書

年 月 日

伊予市長 様

次の集会所を届出避難所として登録したいので、下記のとおり申請します。

記

申請者	自主防災組織名			
	代表者氏名			
	住所	〒		
	連絡先			
届出避難所とする集会所	施設名称			
	施設所在地	〒		
	建物の構造	造 階建		
	建築年月	年 月		
	収容人数	人	物資の事前配備	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
	施設所有者等の同意（申請者以外の者である場合に限る。） 年 月 日 氏名（署名）			

【記入上の留意事項】

- 1 建物の構造は、木造、鉄筋コンクリート等の構造及び階数を記入してください。
- 2 収容人数は、避難所の受入可能敷地面積を2で除した数としてください。
- 3 災害時の連絡先として、裏面に担当者の連絡先等を記載してください。
- 4 集会所の位置図及び平面図を添付してください。

(裏面)

届出避難所担当者連絡先一覧

主担当者	ふりがな 氏 名		
	連絡先	固 定	
		携 帯	
		メー ル	
副担当者	ふりがな 氏 名		
	連絡先	固 定	
		携 帯	
		メー ル	
副担当者	ふりがな 氏 名		
	連絡先	固 定	
		携 帯	
		メー ル	

※ 担当者等に変更があった場合は、様式第4号により変更内容を届け出てください。

※ 副担当者の人数について、実情に応じて増減することは差支えありません。

様

伊予市長



伊予市届出避難所登録決定通知書

下記のとおり届出避難所の登録を決定しましたので通知します。

記

登録番号		
届出避難所	施設名称	
	施設所在地	〒
届出避難所を使用する際の注意事項	<p>設置者は、届出避難所の開設及び運営に当たっては、次の各号に規定する事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 届出避難所の開設及び運営に伴い、事故等が発生した場合は、誠実に対応すること。</p> <p>(2) 自治会加入世帯以外の世帯の者が届出避難所に避難を希望した場合は、設置者の判断により対応すること。</p> <p>(3) 届出避難所として使用する施設は、平常時より事故防止のために適切に管理すること。</p>	
事前配備 備蓄物資	<input type="checkbox"/> 避難所開設キット(一式) <input type="checkbox"/> 災害用トイレセット(個) <input type="checkbox"/> 毛布(枚) <input type="checkbox"/> 簡易ベッド又は <input type="checkbox"/> プラダントイレ(基) 段ボールベッド(基)	
登録条件		

様式第3号（第13条関係）

伊予市届出避難所登録内容変更届出書

年 月 日

伊予市長 様

届出避難所の登録内容に変更があったため、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号		
届出者	自主防災組織名	
	代表者氏名	
	住所	〒
	連絡先	
届出避難所	施設名称	
	施設所在地	〒
変更内容		

※ 届出避難所担当者連絡先に変更があった場合は、裏面に記入してください。

(裏面)

届出避難所担当者連絡先一覧

主担当者	ふりがな 氏名		
	連絡先	固定	
		携帯	
		メール	
副担当者	ふりがな 氏名		
	連絡先	固定	
		携帯	
		メール	
副担当者	ふりがな 氏名		
	連絡先	固定	
		携帯	
		メール	

様式第4号（第14条関係）

伊予市届出避難所廃止申請書

年 月 日

伊予市長 様

次の届出避難所を廃止したので下記のとおり申請します。

記

登録番号		
申請者	自主防災組織名	
	代表者氏名	
	住所	〒
	連絡先	
届出避難所	施設名称	
	施設所在地	〒
廃止した日		
廃止理由		

様式第 5 号（第 14 条関係）

伊予市届出避難所登録取消通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

伊予市長



下記とおり届出避難所の登録を取り消しましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

登録番号		
取り消した 届出避難所	施設名称	
	施設所在地	〒
取消理由		